

「けすにゃん」貸出しQ&A

Q1 (会員・消防)

貸出し先となる団体は、高松地区防火安全協会会員及び高松市消防職員と記載されていますが、それ以外の団体から相談があった場合はどうすればよいでしょうか？

A1

その他の団体から使用したいと相談があった場合は、マニュアルに沿った事業内容であれば、消防局（各課、各署所）が参加、運用することを条件に貸出し可能です。

その際は、消防局各課長又は各消防署長からの申請が必要となります。

Q2 (消防)

申請者は、分署長及び出張所長でもよいでしょうか？

A2

申請者は、課長又は署長とします。

Q3 (会員・消防)

物販店等の防災訓練は、販売促進でマニュアル違反にならないのでしょうか？

A3

主たる目的が、防火防災思想の普及啓発であれば違反にはなりません。

Q4 (会員・消防)

着ぐるみを破損させた場合は、どのような対応になるのでしょうか？

A4

詳細を聴取したうえで、原則事務局で対応します。故意又は重大な過失がなければ、修理費等を請求することはありません。

Q5 （会員・消防）

事業主催団体が、写真撮影不可を明示してきた場合はどうすればよいのでしょうか？

A5

あくまで広報用の写真ですので、主催団体の意思に沿ってください。

Q6 （会員・消防）

着ぐるみの運用は、事務局（予防課）が支援してくれますか？

A6

着ぐるみの運用は、各申請者が行うものとします。人員不足等の理由により事務局（予防課）が出向することはありません。

Q7 （会員・消防）

イベント広告に、着ぐるみを掲載してもいいですか？

A7

掲載可能です。ただし、営利につながるものは承認できません。

Q8 （会員）

申請者が会員事業所であれば、着ぐるみを転貸借してもよいのでしょうか？

A8

転貸借はお断りしています。ただし、申請者が非会員事業所と共催（後援、協賛含む）で事業を運営している場合は、その事業内に限り、非会員が着ぐるみを使用しても問題ありません。

Q9 （会員）

着ぐるみを借用する際に、宅配会社に配達してもらうのは可能でしょうか？

A9

宅配費用を申請者が負担する場合は可能です。